

営業時間短縮要請の実効性確保に向けた取組み

緊急事態措置期間

(4月25日～5月31日) ※5月24日時点

大阪府内の飲食店約10万店舗を外観等
(20時～21時30分)で確認

法45条第2項に基づく要請の手続き

①
○まん延防止等重点措置
期間中(4/5～24)の
協力要請の文書通知を
行った店舗
109店舗 (大阪市内)

②
未協力確認
済店舗
(架電による
確認)

③
未協力店舗への
実地調査
(府による指導
・助言)

④
協力要請の
文書通知
108店舗

⑤
個別店舗への
要請
(事前通知)
46店舗

実地調査

⑥
個別店舗への
要請
(通知)
41店舗

○4/25以降、外観等により
現地確認を行った結果、
営業中と思われる店舗
174店舗 (大阪市外)

法45条第3項に基づく命令の手続き

⑦
営業時間
短縮命令
(事前通知)
17店舗

実地調査

⑧
弁明の機
会の付与
(2W)
17店舗
※うち1店舗は要
請に応じる旨回答

⑨
営業時間
短縮命令
(通知)

⑩
店舗への現地
確認(命令違
反の確認)

⑪
地方裁判
所へ通知
(過料)